

平成二十七年五月十二日受領  
答弁第二〇七号

内閣衆質一八九第二〇七号

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出元自衛官男性のいわゆる「イスラム国」支配地域入国に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出元自衛官男性のいわゆる「イスラム国」支配地域入国に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事項については、捜査中の事件に関わることであるため、お答えを差し控えたい。

二及び三について

一般に、一般旅券の発給を受けようとする者は、渡航目的及び渡航先を申請時に明らかにすることは求められていない。お尋ねの男性については、一般旅券の発給時を含め、外務省として、当該男性の渡航先を承知していなかったことから、事前に接触して渡航目的等の確認は行っておらず、当該男性に渡航しないよう求めることもなかった。他方、御指摘のシリアに渡航を計画していた男性については、渡航の意思を報道機関を通じても明らかにしており、シリアにおいていわゆるISILが二名の邦人を殺害し、引き続き邦人を殺害する意図を宣言するという特殊な状況において、邦人がシリアに渡航すれば生命に直ちに危険が及ぶ可能性が高いと判断されることに鑑み、シリアへ渡航しないよう説得したが、当該男性はその意思を変えるには至らなかったため、外務大臣が旅券の返納を命じたものである。